

行田委員

よろしく申し上げます。

質問の前に、1 点だけ午前中の説明があったところに関して、要望だけ言っておきたいんですけども、常任委員会報告資料その 2 の不適正経理の 6 ページ辺りから区分別の状況ということで、教育委員会の差し替え等について書いてあるんです。もちろん、不適正経理というのは絶対駄目だし問題なんですけれども、すべてをこの数字が表わしているわけではないんですが、資料を見ると平成 19 年度から平成 20 年度に移る段階で、一気に数字が増えていますね。確かに、平成 20 年度の予算で、一律で削った時期だったと思うんです。それゆえに、内容を見ますと、備品購入費が不足したため、差し替えたというのがやたら多いんですよ。

ということは、予算を積み上げるのは、相当苦勞して積み上げているというのを、私も聞き及んでいるんですけども、流用をもっと上手にできるように工夫をしたらどうかなと思います。もちろん、特別委員会でもそういう議論はありましたし、指摘もあると思いますが、教育委員会には教育委員会独自の環境があると思いますので、その辺、現場の方が使いやすいように、利用しやすいような環境をもっと整えたらどうかな。予算が増えるわけではございませんので、その辺ちょっと要望させていただきたいと思います。

では、質問に移らせていただきます。

まず最初に、教員補助者配置事業の推進について伺いたいと思います。高校における非常勤職員についてです。

県立高校では、生徒一人一人の学習等を指導、支援する上で、常勤の教員をサポートする立場で、各校に配置している非常勤職員が活躍して、実りある教育活動や学校運営の展開にしても、重要な人材配置がなされていると聞いています。私も、現場の学校の先生に伺ったり、または学校に行きまして、現場はどうですかというふうにお伺いするんですけども、これは国の雇用対策事業を活用して県立高校でも配置されているということですけども、最初、この事業が始まった段階では使い方が分からなかったんですけども、だんだん分かってきて、今では非常に戦力になる、教員の負担軽減につながっているということを、学校の先生方もおっしゃっていました。

これについて、現状と今後の取組の方向について幾つかお伺いしていきたいと思います。

まず、国の雇用対策事業を活用した県立高校における非常勤職員配置事業の取組について、概要を確認しておきたいと思います。

高校教育企画課長

教員の教科活動ですとか、学校運営に係る校内の業務、こういったものを支援する教員補助者の配置でございますが、厚生労働省による雇用創出の基金による事業のうちの一つでございますが、緊急雇用創出事業、こういったものを活用して実施をしているものでございます。

この緊急雇用の創出事業は、離職を余儀なくされた、失業された方などに、正規の雇用、就労に向けた一時的な雇用、就業機会をつくることを目的としているというものでございます。教員補助者の配置事業でも、雇用の創出ということが第一の目的でございますが、それに加えて、学校教育の一層の活性化であるとか、生徒一人一人に目の行き届いた教育の実現を図るといったことにも寄与できるものと考えてございます。

この教員補助者は、雇用時点において失業している方で、かつ高校で教員の教育活動、または学校運営等の支援を行うにふさわしい、そういったお力を持っている方を対象に雇用をさせていただいております。雇用期間は6箇月以内という形になってございますが、1回に限り更新が可能ということですので、最大1年間お勤めいただけるという形のものでございます。週29時間の勤務ということにさせていただいております。平日でも1日空けることができ、実際の正規の就労に向けた活動ができるような雇用形態をとらせていただいております。

各学校において直接雇用させていただいておりますが、必ず公共の職業安定所、ハローワークを通して応募をするという形になってございます。

行田委員

教員補助者の雇用状況を、平成21年度と22年度の比較で教えていただけますか。

高校教育企画課長

平成21年度でございますが、前期と後期合わせまして、762名を配置させていただきました。延べの数になりますが、743名の方を雇用させていただいております。今年度は、まだ前期のみでございますので、451名を配置させていただいております。6月末現在で407名の方を雇用してございます。後期についても、前期と同じく451名の配置ということでございますので、合わせますと902名という形になり、昨年度よりも多く配置をさせていただいております。この部分につきましては、今後更新や新たな雇用をさせていただくという予定でございます。

行田委員

この事業は、本当に良い事業だと思っているんですけども、数年前から始めているんですけども、教員の補助者、一般教員補助者、教育活動支援員、特色教員補助者、就職指導支援員等あるわけですけども、この業務内容について、具体的な取組についてお伺いしておきたいと思っております。

高校教育企画課長

今、お話にございましたように、教員補助者についての業務は4種類に分けて配置をさせていただいております。まず、一般教員補助者については、すべての学校、そしてまたすべての課程に配置をさせていただいておりますが、基本的には各教科、科目等の教育活動に対する支援を行っていただくという形になっておまして、例えば家庭科の授業における実習の支援ですとか、コンピューターを扱うときの実習の支援ですとか、そういったところに対して支援をいただくような業務内容を設定させていただいております。

第二に、教育活動支援という形で、これも原則として全校に配置をさせていただいておりますが、例えば情報科、環境教育、キャリア教育、こういった教育活動に対する支援といたしまして、例えば通常の授業の中でICTを活用した授業を展開したい、こういったときの補助をしていただく、あるいは環境のための教育ということで、生徒さんと一緒に様々な諸活動、特に特別活動等で活動していただくとか、そういった部分についても活用させていただいているものでございます。

これに加えまして、第三には、特色教員補助者というのがございますが、これは特色ある県立高校づくりを積極的に進めていただいている学校70校に配置をさせていただいております。その中では、健康福祉教育に係る支援を実際に行っていただいたり、伝統文化の特色を持っている学校では、そういったことに係る補助をお願いしたりというような形で、特色ある高校づくりに直接つながるものの支援という形になってございます。

最後の就職指導支援員は、就職者の多い69校に配置をさせていただいておりますけれども、就職を中心としまして、進路相談、そういったところでの、特にガイダンス的な支援を担っていただいているというような状況でございます。
行田委員

効果は聞き及んでおりますけれども、いろんな効果があると伺っています。教育委員会の方で把握されている主な効果について伺います。

高校教育企画課長

効果でございますが、二つの視点から効果をとらえております。一つは、緊急雇用の対応でございますので、正規の雇用に向けての準備をしていただくという形で、昨年度からこれまで1,000名を超える方にそういった場を提供できたと、学校という場がそういった場を提供することができたということは、一つの成果であろうととらえております。

また、もう一つの視点でございますが、正に学校にとっての効果ということでございます。直接、教科科目等の指導においてサポートをしていただける、例えば外国につながりを持つ生徒さんが、特に、日本語が不安であるというような生徒さんに対しまして、実際にそこに付いていただいて、授業の際にその生徒さんの学習の補助をしていただけるとか、そういった意味で、直接的な補助をいただけるといふことの効果があろうかと思えます。

また、これまでの職務経験などを生かして専門的な立場から、生徒の相談に乗っていただくとか、助言をしていただく、こういったような効果も非常に大きく出ていると思えます。

さらには、教員がこのような方々から、その方が持っている知識、あるいはノウハウ、こういったものを得ることができて、その後の指導に生かせるということもございます。特に、学校でのホームページのリニューアルについてお手伝いをいただいて、なるほどこういうふうにやっていけば、より分かりやすい広報活動になるなというようなことを、教員の方が理解をして、では次は自分でというような形に進んでいける、そういった面でも効果があったものと思っております。

行田委員

一方で、課題というのはやっぱりあると思うんです。これは、国の緊急雇用創出事業を活用して本県が行った良い事業例だと私は思っているんですけども、当然これには期限があるわけです。何年かやってきましたけれども、もうすぐ終わってしまうという課題がある。それ以外にも、いろんな課題があると思うんですけども、その辺について伺います。

高校教育企画課長

今、お話がありましたように、緊急雇用創出事業の性格上、致し方ないという点がございますが、まず正規の雇用につないでいただくということを主眼にしておりますので、ようやく業務に慣れて、支援の充実が図られてきた。ただ、途中であっても次の職が決定いたしますと、そこで退職されるというようなことがございますので、まずこういったことが課題として挙げられると思います。

また、雇用に関しましては、公共職業安定所を通して、各学校で行っていただいているという状況でございますが、4月に入ってから、あるいは10月の段階、後期にというようなところで募集をかけましても、なかなか応募者が少なく、雇用につながらないというような時期的な問題もございます。

さらに、就職指導支援員のように、進路に関する知識やキャリア学習に関する知識、専門的な知識あるいは経験を持っているということもございますが、6箇月という雇用期間であり、更新をしても最長1年ということになりますので、その方に年度を越えて継続して来ていただくということができないというようなことも課題としてございます。

あくまでも、緊急雇用の対策であるということからの課題でございますが、しかしながら、逆の見方をすれば、短期間であることを意識しながら、生徒にとって有益な活動をしていただくという思いを持ちながら、そして先生方もその間に多くのことを学んでいこうというような姿勢を持っていただければ、そういった側面もあると考えてございます。

行田委員

この質問で要望なんですけど、国の緊急雇用創出事業を活用した県立高校への非常勤職員の配置事業、生徒一人一人に行き届いた教育を展開する上で、また学校教育の一層の活性化を図る上で、とっても有効な取組であると思っております。教員補助者事業を通じて、専門的な知識や技能を持った方々が学校に勤務されたことで、生徒への教育の充実のみならず、教員にとっても様々なスキルを持った方々との出会いが、日ごろの教育活動や学校運営の活性化に向けて刺激になっている、そのように思っておりますので、創意工夫を凝らしていただきまして、事業を継続できるように、頑張っていただきたいという要望をさせていただきます。

続きまして、スポーツする場の確保について質問させていただきたいと思っております。

これは、今までも何度かいろんな場所で取り上げてきたんですけども、やはり特に都市部ではスポーツをしたくてもスポーツする場の確保が非常に難しいということで、教育委員会ははじめ、いろんなところで皆様が工夫をされて、スポーツする場を提供されてきているということはよく存じ上げています。また、学校におきまして、今一体どういう状況かと、予約表を自分で見に行った

りもすることあるんですけれども、本当にとにかく公平を期すために、学校が苦労しているということも存じ上げています。

今日は、スポーツする場の確保について、改めて伺っていきたいと思います。

神奈川県は、豊かな自然がある反面で、都市型のスポーツクラブや民間スポーツ施設が多いと認識しています。そのような中での、県内スポーツ施設の現状について、まず伺っておきたいと思います。

スポーツ課長

平成20年度の文部科学省による社会教育調査によりますと、本県の民間体育施設、施設数は1,031で、全国3位となっております。また、同調査によりますと、本県の地方公共団体が所管する社会体育施設、この施設数は1,552で、全国8位となっております。このように、全国的に施設の実数は多い方と言えますが、人口1万人当たりで見えますと、民間体育施設は47都道府県中37位、社会教育施設数は大阪府、東京都に続きましてワースト3と、こういう現状となっております。

行田委員

分かりました。スポーツする場の確保に関する県の今までの取組です。先ほど申しました高校の開放など、いろいろあると思いますが、この辺についてお伺いしたいと思います。

スポーツ課長

まず、かながわ・ゆめ国体を契機とした施設整備が挙げられます。全60施設、県の施設12をはじめ、市町村の施設を整備させていただいております。

次に、委員のお話もございましたとおり、県立学校の体育施設開放の促進がございまして。平成21年度の実績で、全153校、延べ約37万人の御利用をいただいております。

また、県立スポーツ施設の利用時間の拡大がございまして。一つは、直営施設の無休化、体育センターの祝日の振替休館、これを取りやめまして、開館時間を増やしてございまして。

また、指定管理者制度の導入によりまして、開館時間の延長、利用時間の拡大を図っております。

最後に、河川等の公共空間を活用したスポーツの場の整備ということで、秦野の戸川公園、相模三川公園、境川遊水地公園等の整備を行ったところでございまして。

行田委員

いろいろな形で工夫されてきたんだと思います。

昨今の経済状況から、新たなハード整備が難しいというふうには思います。ないものねだりをしては仕方がないわけですが、工夫して何とかしていきたい、拡大していきたいと思いますが、課題認識及びその課題に対する今後の取組の方向性について、どういうふうな展望か伺いたいと思います。

スポーツ課長

委員御指摘のとおり、スポーツの場としての新たなハード整備は、非常に難しい状況と考えております。そのような状況における課題につきましても、や

はり既存のスポーツ施設をいかに利活用していくのかということに尽きると考えています。

そこで、県内のスポーツ施設につきまして検討いたしましたところ、県内には多数の大学がございます。その施設を利用させていただけないかということで、県内の大学に調査を実施したところでございます。74大学に調査依頼いたしまして、66大学から回答を頂いております。調査の結果、回答頂いた大学の約半数がスポーツ施設を開放しているということでございます。今後、この開放状況の改善を図るなどで、県民の皆様の方々のスポーツの場の拡大に向けた方向性を探ってまいりたいと考えております。

行田委員

今のお話は新しい話ですね。大学の利用というのは、これまでなかったと思いますので、これは是非県民の皆さんのために、拡充をしていただきたいなと思います。要望ですが、新しいハード整備が難しい中で、既存の施設を有効に利用していく発想は大変重要であります。これまで大学の利用まではいかなかったんですけれども、とうとう大学の利用まで来たかという感じは正直しました。今後は、その方向を市町村とも共有しながら推進していただけますように、要望しておきたいと思っております。

続きまして、定時制高校の取組について、午前中に高校改革について説明をいただいたんですが、その観点から質問していきたいと思っております。

今回、これまで10年間にわたる県立高校改革推進計画についての検証が行われる中で、個が生きる教育の推進等を基本的視点に据え、多様で柔軟な高校教育を展開するための規模及び配置の適正化を基本方向として取り組んできたものと理解しております。特に、定時制高校については、働きながら学ぶ生徒や、全日制高校にうまくなじむことのできない様々な事情を抱えた生徒の学びとしての側面を持ちますし、また、午前中に説明いただきました10年間の成果と課題の28ページにも書いていますけれども、これを見ますと、定時制課程に入学した生徒のうち約49%が、当初は公立全日制課程を希望していたというんです。これは、やっぱり重要なデータだと思うんです。こういう方々もしっかり吸収していくという上では、本当に多角的な対応というのが必要とされているんだなと思っています。

そうした中、今年4月に、多部制定時制の高校として、新たに相模向陽館高校が開校したことにつきまして、同校の現状と今後の定時制高校の在り方等について幾つかお伺いしていきたいと思っております。

まず、概要を伺いたいたいですけれども、今年開校しました相模向陽館高校の教育システム、またその生徒さんの選抜の方法とか、そうした概要についてお伺いしたいんですけれども。

高校教育企画課長

相模向陽館高校でございますが、今年4月に多部制の定時制高校という形で開校させていただきました。多部制と申しておりますが、1日のうち特定の時間帯に授業を行う課程、これを部というふうに称しておりますけれども、例えば午前部、午後部、夜間部のように、こういったものを組み合わせて置いていく仕組みでございます。相模向陽館高校は、午前部と午後部の二つの部による

多部制のシステムを導入しております、言ってみれば昼間の定時制というような言い方もできると思っております。

午前部も午後部もいずれも45分授業、4限を基本といたしまして、午前部は午前中、午後部は2時10分からになります、5時45分ごろまで学ぶというような仕組みをとらせていただいております。

また、この高校につきましては、今御指摘がございましたように、定時制高校に様々な状況の生徒が在籍しているということや、定時制課程に入学した生徒のうち、約49%が昼間の時間帯での学びを希望していたというようなこともございまして、様々な生徒の教育ニーズに対応することを目的として、一人一人のペースで、昼間の時間帯1日4時間4年かけてじっくり学びたい、学力にこれまでちょっと不安を感じてきたので基礎からしっかりと学びたい、こういった希望にこたえることができるように、多部制の仕組みで開校するという事になったものでございます。

入学者選抜のお話でしたが、今年度の入学者選抜の状況ですが、相模向陽館高校では午前部と午後部、それぞれに募集を行っております。前期選抜では、午前部の志願倍率は5倍を超えるという、非常に高い人気でございました。また、午後部の志願倍率も1.91倍と、2倍に近いような状況でございました。また、後期選抜でも、午前部の志願倍率は2.26倍、午後部の志願倍率は1.72倍と、いずれも高い状況にあったと言えます。

入学者選抜の方法ですが、この学校の設置趣旨から、中学校での学習の記録、特に5段階の評定、こういったものは用いずに、観点別の学習状況の中の関心、意欲、態度の評価や面接、自己表現活動といった、これからの取組意欲を実際の検査として実施して、総合的に選考させていただいているという状況でございます。

行田委員

今、お話をお聞きする限り、やはり県民の期待にこたえてつくられた学校なんだなというふうに思っています。

多部制定時制高校に対する県民の皆さんの期待を、どのように受け止められているか伺います。

高校教育企画課長

先ほど申し上げましたように、非常に高い志願倍率であったというようなことを考えますと、皆さんのニーズがこの学校にあるというふうに考えてございます。昨年度の相談会、説明会では、年間の相談者が500組を超えておまして、非常に希望が多かった。逆に言えば多くの希望者の入学がかなわなかったというようなことにもなっているかと思えます。

また、入学した生徒の状況を見ますと、相模向陽館高校を第一志望としていた生徒さんが8割でございます。また、入学した生徒の状況についてのアンケートでは、生活のリズムが自分に合っているとか、学校のコンセプトが自分に合っている、働きながら学ぶことができるし、高校の学習がやはり必要だと思っというような回答が8割であったことから、学校の趣旨が生徒さんのニーズに合っていることもございまして、期待が非常に高い学校と言えると感じております。

行田委員

多部制定時制の拡大に向けた検討はされていますか。その辺の検討の方向についてお伺いしたいと思います。

高校教育企画課長

本日御報告させていただきましたように、県立高校改革推進計画の取組につきましては、この10年の検証をさせていただいた上で、これからの在り方を検討させていただくという形でございます。その中で、御指摘いただきましたように、やはり定時制教育の改善、充実は非常に重要なテーマであると、私ども考えております。特に、先ほど来お話がありましたように、働きながら学ぶ生徒だけでなく、不登校を中学校時代に経験している生徒さんですとか、日本語を母国語とせず、日本語の学習に苦勞しているような生徒さん、そしてまた昼間の時間帯で自分のペースで学びたいといった生徒さんのニーズも非常に高いととらえております。

そういう意味では、新たなニーズが顕在化しているのととらえておりますので、そういった部分に対応していくことがまず必要だろうと考えておりますし、定時制の志願者についても、このところ増えておまして、平成22年度では3,000名を超える方が定時制に行きたいということでございますので、こういった状況を踏まえながら、定時制課程全体を適正な規模と配置にもっていかねばいけないだろうと考えてございます。

そういった意味で、全県的な課題と認識をさせていただいて、今後、定時制高校の在り方について、早急に検討を行わせていただきたいと考えてございます。

行田委員

要望させていただきます。

是非とも、多部制定時制高校を拡大できるように、検討いただきたいと思えます。今、御答弁ありましたとおり、新たなニーズが顕在化しており、それに対応していかなければならない、正にそのとおりだと思っております。その一つの形が、今回の相模向陽館高校の話だと思うんですが、多部制定時制高校が果たす役割や、教育的な効果については、今年度開校したこの相模向陽館高校の取組からも理解できます。様々な事情を抱える生徒の高校進学をかなえ、生徒個々の学習ニーズや生活態度に応じた教育を受ける機会を広げ、中学生や保護者の期待にこたえていく上でも、相模向陽館高校のような多部制定時制高校をつくっていく必要があると考えます。

これは、甘やかすとかそういう話ではなくて、やはり時代のニーズがこうやって顕在化してきているということだと思えます。日本の将来を背負う青年たちがしっかり学んでいける場を、是非とも拡充していただきたい、そのように思っています。

これまでの高校改革の検証を踏まえ、今後の県立高校改革の在り方を検討していくとのことですので、その中で、是非検討をしていただきたいと思います。しばらくは中学校卒業生徒が増えていくことが想定されていることも十分に踏まえていただきまして、より幅広く生徒を受け入れる高校の一つとして、不断

の高校改革の中において、定時制高校の拡大と教育内容の充実を重点的に推進していくよう、要望をいたします。

以上で私の質問を終わります。